

山形海区漁業調整委員会委員選任要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づき、知事が山形海区漁業調整委員会委員（以下「委員」という。）を任命する手続き等について、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員構成の要件)

第2条 委員の任命に当たっては、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者（以下「漁業者又は漁業従事者」という。）が委員の過半数を占めるようにしなければならない。

2 漁業者又は漁業従事者については、山形海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町の区域内に住所又は事業場を有する者でなければならない。

3 前項の場合において、漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域、住所又は事業場を有する地区について、著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

4 委員の任命に当たり、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

(委員の内訳)

第3条 委員の内訳は次の各号のとおりとする。

(1) 漁業者又は漁業従事者 6人

(2) 資源管理及び漁業経営等に関する学識経験を有する者 3人

(3) 海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者 1人

(推薦及び募集)

第4条 知事は、委員を任命しようとするときは、次の方法により手続き等を行うものとする。

(1) 漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求める方法

(2) 委員になろうとする者の募集を行う方法

(推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格)

第5条 推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 年齢満18歳未満の者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 山形県議会の議員

(5) 山形県暴力団排除条例（平成23年県条例第26号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

(推薦及び募集の手続き等)

第6条 推薦をする者及び募集に応募する者は、次に掲げる事項を記載した書類を別に定める様式により知事に提出するものとする。

(1) 推薦をする者が個人である場合にあつては、その者の氏名、住所、職業、年齢及び性別

(2) 推薦をする者が法人又は団体である場合にあつては、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

(3) 推薦を受ける者又は募集に応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況（ただし、漁業者又は漁業従事者以外の場合は漁業経営の状況は不要とする）

- (4) 推薦を受ける者又は募集に応募する者が、漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) その他知事が必要と認める事項

(推薦及び募集の周知)

第7条 知事は、推薦及び募集に当たっては、推薦及び募集の期間、推薦及び応募書類の提出方法、その他必要な事項を公表したうえで、推薦及び募集の期間を概ね1か月とし、山形県のホームページへの掲載その他適切と認める方法により、周知に努めるものとする。

(推薦及び募集の状況の公表)

第8条 前条の規定による推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報について整理のうえ、推薦及び募集期間の中間並びに推薦及び募集期間終了後に遅滞なく、山形県のホームページへの掲載その他適切と認める方法により、公表するものとする。

(候補者の選定)

第9条 知事は、第6条の手続きにより推薦を受けた者及び募集に応募した者が第5条に規定する資格を満たしているかを審査し、委員の候補者を選定するため、山形海区漁業調整委員会委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置くものとする。

(委員の選任)

第10条 知事は、選定委員会の選定結果の報告を受け、その結果を尊重するとともに、当該選定者について、山形県議会の同意を得たうえで、委員を選任するものとする。

- 2 知事は、推薦を受けた者及び応募した者の数が定数に満たなかった場合は、推薦及び募集の期間を延長するとともに、候補者不在の地域や団体等に働きかけを行うものとする。
- 3 それでもなお定数を満たすことが困難な場合は、知事は、推薦を受けた者及び応募した者以外の適当と認める者の中から、委員の候補者を選定するものとする。

(委員の補充)

第11条 知事は、委員に欠員が生じたときは、この要領に定める手続により、委員の補充を行うものとする。

- 2 第2条の第1項又は第4項の規定を満たさなくなったときは、速やかに当該要件を満たす委員の補充を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。